

第2回生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会

日時：令和6年2月7日（水）15:30～17:30

場所：林野庁 AB 会議室およびオンライン開催

参加者：別紙参照

【概要】

○議題1 モニタリングの事例について

事務局から資料3に基づき既存の制度におけるモニタリングの事例等の紹介を行った後、(株)バイオームから生物のモニタリングなどに使用できるアプリを紹介。

○議題2 森林の生物多様性保全とネイチャーポジティブに関する指針(仮称)の素案について

資料5に基づき指針の概要を説明。各委員から出た主なコメントは以下のとおり。

(全体についての意見)

- ・ ネイチャーポジティブは広い概念で、社会全体の仕組みを変革していくというものであるため、全体的に意識して作成していただきたい。
- ・ 一般的に、生物多様性の保全や回復においてはサプライチェーンも重要。生物多様性保全に配慮された木材がより流通しやすくなるような制度設計も将来的に必要だろう。
- ・ 林業事業体に普及するため、優良事例集の副読本を作成いただきたい。
- ・ 自然を活用した解決策(Nature-based Solutions : NbS)は、社会経済の課題全般に関連する広い意味だと思うが、ここでは気候変動の緩和・適応というごく狭い意味で記載されているので、森林・林業関係の全体にかかるような記載にしていただきたい。

(個別論点)

- ・ 里山の生態系は農地と森林との連続性が重要なため、里山保全の記載箇所について、加筆できないか。
- ・ 広葉樹二次林について、アカマツの利用等の事例があることから、広葉樹だけでなく、針葉樹も含めた記載にすべき。
- ・ 広葉樹の利用については、利用実態が把握されていないまま伐採されている課題がある。また、広葉樹利用について地域コミュニティとの関わり合いの重要性について記載すべき。
- ・ 広葉樹の植栽に当たって、地域性種苗の生産体制が整っておらず、大量生産できる苗木のみが植栽されているのが課題である。これはむしろ遺伝的攪乱要因としてネイチャーネガティブと考える。

- 地域性種苗を使用する際には、造林にかかる経済的な負担が生じるため、森林環境税を活用して生産コストを補助するなど支援が不可欠。また、地域性種苗の活用について、ビジネスの機会として地域性種苗が生産される仕組みが構築されるような記載にしていきたい。
- 琉球列島や小笠原などの世界自然遺産における生態系の価値と保全の課題について、記載してもよいのではないか。
- 配慮事項に関する記載のうち、病虫獣害対策について、病虫害の例には触れられていないため、補足事項として記載をすべき。
- 主伐後の再造林放棄は、アンダーユースというよりむしろオーバーユースとして整理されるべき。
- 溪畔林保全について、「魚類の生息環境の改善」を目標として記載しているが、魚だけを保全しているように見えるので、在来魚類とした上で、水生昆虫、両生類、鳥類などの他の生物保全も例に入れ、水中の生物だけでなく溪畔林の役割について明示するべき。
- 短伐期施業が「潜在的に」環境に負の影響を与えるという記載は具体例を記載すべき。
- 活動目標の例について、類型化して整理するべき。
- 間伐が遅れた人工林など劣化した自然の回復が重要であり、記載していただきたい。
- シカの記述については、人材育成の観点を追記いただきたい。森林を対象とした鳥獣被害対策コーディネーター育成研修が各地で実施されているので、それを事例として紹介いただきたい。
- 「ESG 投資」に関するについては、もっと詳しい説明が必要ではないか。
- J-クレジットに関する記載は、生物多様性に配慮した取組が評価されることで高く売れて収益が増えるという表現ではなく、収益を森林整備に充てることができるといった記載や、足元ではオフセット用に森林由来クレジットの購入・選択に繋がり、将来的にはより高く売れて収益が増えるという表現が必要ではないか。